

仙台市農政推進協議会検討委員会要領

(昭和61年5月15日 経済局長決裁)

第1 設置

仙台市農政推進協議会（以下「協議会」という。）要綱に基づき、協議会の付託事項を検討するために検討委員会を設置する。

第2 検討委員会

検討委員会の名称及び検討事項は、協議会長が協議会に諮って決定する。

第3 検討事項

検討事項は、協議会から付託された市農政の将来構想、基本方針等に関する重要事項を検討するものとする。

第4 組織

- 1 検討委員会の委員は要綱第6条の2により市長が委嘱し、又は任命する。
- 2 検討委員会の委員長は第1回の委員会において選出する。
- 3 委員長は検討委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第5 会議

- 1 委員長は検討委員会を招集し、その議長となる。
- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の結果は、協議会に答申しなければならない。

第6 庶務

検討委員会の庶務は、仙台市経済局農林部農政企画課において処理する。

第7 委任

この要領の定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は協議会長が定める。

付 則

この要領は、昭和61年5月26日から施行する。

付 則（平成11年3月改正）

この改正は、平成11年4月 1日から実施する。

付 則（平成15年4月改正）

この改正は、平成15年4月 1日から実施する。

付 則（平成18年4月改正）

この改正は、平成18年4月 1日から実施する。